

<p>全国クレジット・サラ金 被害者連絡協議会ニュース NO. 78号 2011.1.13</p>	<p>発行 全国クレ・サラ被連協事務局 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-2 育文社ビル3階 電話 03(5207)5507 FAX 03(5207)5521 Eメール:hirenkyo011@nifty.com ホームページ <a href="http://www.cre-sara.gr.jp/">http://www.cre-sara.gr.jp/</a></p>
---	--

新年 あけましておめでとうございます

今年もどうぞよろしく願い申し上げます



—高金利被害・多重債務問題が本当に無くなったと言える日が来るまで、見届ける責任—

**多重債務・貧困・自殺をなくし、だれもが希望を持てる社会へ！**

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会  
会長 山地 秀樹

光陰矢の如し。1年が経つのは早いものです。

あっと言う間に過ぎたかのような2010年でしたが、振り返ってみると、1年を通じ私たちは、休むことなく様々な活動を続けてきました。

前半期は、6月18日予定の改正貸金業法完全施行に向けて、日弁連等で集会等が重ねて開催され、被連協からもたくさん参加し、完全施行を訴えました。

貸金業界の強大な抵抗にも負けることなく、2010年6月18日、予定どおり念願の改正貸金業法完全施行がなされました。1970年代から沸き起こったクレサラ被害・多重債務の元凶「サラ金3悪（高金利・過剰融資・過酷な取立て）」を無くすための私たちの運動が、ようやく実を結び、2010年は、私たちにとって記念すべき年になりました。

しかしながら、貸金業界からの揺り戻しは続いており、まだまだ安心することはできません。高金利被害・多重債務問題が本当に無くなったと言える日が来るまで、私たちは見届ける責任があります。

また昨年、被連協は厚生労働省に「自殺防止対策事業・全国事業補助金」の申請をし、410万円が認定されました。その補助金で被連協として初めてのポスターとリーフレットを作成し、全国に配布して自殺防止を訴えました。

**クレサラ被害救済運動は、国境など関係なく、お互い手を取り合って協力を！**

8月末、韓国で被害者の会が設立されるに際し、日本からクレサラ対協・被連協合わせて約3

0名が代表となり韓国へ行きクレ・サラ被害救済の活動について日韓交流をしました。

日本で儲けられなくなったサラ金業者たちは、現在近隣アジア圏を中心に海外へたくさん進出しています。30年前に日本で起こった「サラ金地獄」が、韓国や台湾などで日系貸金業者などによって起こされています。クレサラ被害救済運動は、国境など関係なく、私たちの30年に及ぶノウハウをしっかりと伝授し、これからもお互い手を取り合って協力していければと思います。

## **武富士対策全国会議と連携して創業家一族の経営責任を問い、過払い金の全額返還を！**

さらに、9月末、かつてサラ金業界トップに君臨し続けた武富士が破綻しました。武富士のこの破綻は、経営不振を口実にした「過払い金ロンダリング」と言われています。灰色金利で蓄えた資産を創業家一族が抱えたまま過払金返還を減額させることは、決して許されるものではありません。

私たちは、武富士対策全国会議と連携して創業家一族の経営責任を問い、過払い金の全額返還を求め続けなければなりません。

## **ギャンブル、パチンコの被害を世間に訴え、パチンコ禁止も視野に入れた規制を働きかける！**

さて、今年の私たちの取り組みですが、これまでのクレサラ運動や貧困撲滅運動、自殺防止対策などをさらに発展して継続させていくことはもちろんですが、それらに加えて、娯楽の皮をかぶったギャンブル、パチンコの被害を世間に訴え、禁止も視野に入れた規制を働きかける運動をすべき時期が来たのではないかと思います。

これまでは依存症対策会議で扱っていた問題でしたが、クレサラ対協及び被連協全体が一致団結して取り組むべきとの声が強まってきました。

パチンコは、韓国や台湾では法律で禁止されています。パチンコ店のあるグアム（米国）では賭博（カジノ）と位置づけられ規制されているそうです。

地方の小さな町にまでパチンコ店がある日本は、世界的にみて莫大な数の賭博場を有する異常な国といえます。

パチンコを問題にすることは、「パチンコ業界への天下りや癒着があると言われている警察」や「パチンコ業界から献金を受けている政治家」や「パチンコ業界から広告出稿がある新聞・テレビ・雑誌等マスメディア」とも必然と闘うことになるかもしれません。

しかし、それでもこの問題は私たちがやらなければならないのです。いまや借金原因の30%以上がギャンブルで、そのほとんど（90～95%以上）がパチンコです。パチンコ問題を解決せずして、多重債務問題が解決したとはいえません。

昨年8月の訪韓で、ギャンブル問題に対する取り組みは、射幸性が高いとしてパチンコを禁止した韓国のほうが、日本よりも先進的であることがわかりました。

私たちが30年培ってきたクレサラ運動等の経験と、今後韓国から吸収する情報等により、パチンコ等ギャンブル被害根絶を目指したいと思います。

多重債務・貧困・自殺をなくし、だれもが希望を持てる社会へ、これからもみんなで力を合わせて活動していきましょう。



# 第30回全国クレサラ被害者交流集会in岐阜

## ～全国各地から1600名の参加でかつてなく充実した集会～

第30回全国クレサラ被害者交流集会in岐阜は2010年11月27日(土)～28日(日)、長良川国際会議場とその周辺施設で開催され、全国各地から1600名の参加でかつてなく充実した集会になりました。

記念講演では、30年余り、多重債務問題に取り組んできた日弁連の宇都宮健児会長が「生きがい、希望を持てる社会へ～貧困、自殺、多重債務問題とわが弁護士人生」と題する記念講演がありました。多重債務問題に早くから取り組んだ宇都宮弁護士の人生を振り返り、「生活苦から多重債務者になる人は多い」「サラ金の厳しい取り立てを受けた相談者から話を聞いて、人の命が懸かる重大な人権問題だと知った」「多重債務者の多くがまだ相談機関を訪れていないなど課題が残る」「多重債務の原因になる貧困問題も、解決に向けて取り組まなければならない」「労働運動、社会保障など垣根を越えた連携が必要だ」と強調しました。

その後、20の分科会でクレ・サラ被害者交流、被害者の会の相談員交流、保証人保護制度改正、生活保護、ギャンブル依存症、非正規雇用、セーフティネット貸付、貧困ビジネス対策、追い出し屋対策、ホームレス対策、武富士問題を斬る等が討論されました。

夜は700名が参加した懇親会、高松あすなろの会と高知うろこ(鱗)の会による「お四国五人衆(白浪五人男)」、沖縄の女性司法書士さん達の「AKBダンス」、「夜明けの会バンド」、静岡ふじみの会の「マジックショー」等々多彩な演出で元気が出る懇親会になりました。

28日は、反貧困ネットワークの湯浅誠さん、ライフリンクの清水康之さん、元消費者担当大臣の福島瑞穂さん、コーディネータ新里宏二弁護士による「貧困・自殺・多重債務をなくすために、今私達がなすべきこと」など多重債務問題の解決策についてパネルディスカッションがひらかれました。

全国交流集会の前日26日には、国際交流部会「日本・韓国・台湾・中国における多重債務被害の現状と課題」「～日系貸金業者の海外進出を考える～」が開かれました。

来年は「第31回全国クレサラ被害者交流集会in松山」の開催が決定されました。

## 第9分科会「被害者交流」報告

～被害者の会の存在を世の中にさらに広く伝えて、「被害の掘り起こし」を！～

～借金について、一番知られたくないのは、家族や親族。でも、一番助けてくれるのも、家族～

大阪いちょうの会 中川誠司

第9分科会は、「クレ・サラ被害者同士の交流」というテーマで、同じ悩みを持った仲間同士で借金の苦しみ・悩みなどを話し合おうというものでした。

一般参加者・司法関係者・法科大学院教授などの参加希望者に加えて、台湾からお越しになら

れた方々にも入っていただき、総勢70名近くになりましたので、下記の通り3つの会議室に分かれて、休憩を挟みながら3時間、活発な意見交換を行いました。

そのためか、あっという間に時間が過ぎていきました。

Aグループ 座長（西濃れんげの会）中尾さん 書記（西濃れんげの会）大橋さん

Bグループ 座長（大阪いちょうの会）中川さん 書記（尼崎あすひらく会）古本さん

Cグループ 座長（長野コスモスの会）吉光さん 書記（東京・太陽の会）田中さん

まずは、それぞれのグループで、一人ひとり順番に自己紹介を兼ねて、これまでの経緯を、話せる範囲で話していただきました。

借金の原因は、生活費不足・医療費負担・ギャンブル・浪費・知り合いの保証人・きもの割賦販売・商工ローンなど、多岐に亘りました。

Bグループの話の中で、取立ての電話などで怖い目にあった「（その家族の）子供たちが、一番の被害者。」「借金について、一番知られたくないのは、家族や親族。でも、一番助けてくれるのも、家族。」というのが印象的でした。

Cグループでは、台湾の方々からも（通訳の方を通じて）状況報告がありました。

3つのグループとも共通して出た意見として、『それぞれの被害者の会において行われている交流会や勉強会やイベントを通じて、「二度と生活破綻になるようなこと（借金）はしない」ということを誓ったり、歯止めを掛けたりすることが出来ていると実感している』ということでした。

また、そのような集いの中で、

- ・ 家計簿をつける（ということの重要性）
- ・ 決済は、すべて現金で行う（身の丈にあった生活をする、無理な買い物をしない）
- ・ クレジット会社経由でなくてもデポジット制（料金先払い・保証金制度）のETCカードを作ることが出来る

など、有益な情報や知恵の共有ができるし、生活再建に必要な「ありがたい」存在なので、「今後も続けていくべき」との意見が多く出ました。

ただ、集いに来てくれる人が減ってきているところもあるようです。

今の、この不況のご時勢、

- ・ 仕事をするのが精一杯で、時間的にも余裕がない
- ・ （過払い金があればいいんですが）借金はなくなりましたが、収入が少ないので交通費が出せない等で、参加したくても参加できない事情の方もいるかもしれません。

被害者の会として、生活再建の支援という観点からも、バックアップ・アフターケアについて、さらに考えていく必要があると思います。

また、今回の一般参加者は、それぞれの会の中で、中心的に動かれている方が多かったので、その会全体のことを考えておられる方が多かったと思います。

特にAグループで活発な議論が交わされたようですが、被害者の会への相談件数が減少してきている状況はどこも同じで、その危機感は強いものです。

ですが、被害者は、今の不況の中で、確実に増えていると思います。

改正貸金業法の完全施行を勝ち取ったことは大変喜ばしいことですが、現実として、年収の1/3という総量規制の中で、しかたなくヤミ金に行っている人もいるかもしれません。

グレーゾーン金利が撤廃され、新規借り入れする場合の金利も低くなったため、（本当は完済



できないのに) 被害にあっている実感がない人もいますでしょう。

今後は、被害者の会の存在を世の中にさらに広く伝えて、「被害の掘り起こし」を図っていくとともに、「セーフティネット貸付」(それも素早く、低金利で!!) 制度の整備やさらなる充実のための運動を繰り返していきべきとの意見が多く出ました。

これに関する話(Bグループ)で「すごいなあ～」と感じたのが、「ある方が、広島県内の中堅スーパーのチェーン(10数軒ぐらい)に会のポスターを貼ってもらうようお願いしたら、快く引き受けてくれて、それを見た数人の方が相談に来てくれたそうです。」

ダメもとでも、「当たって砕けろ!!」の気合をもって、「人を助けたい」という気持ちで頑張れば、きっと人々にも神仏にも通じると思います。

草の根運動的なことも重要だと思います。共に頑張っていきましょう!!

## 第10分科会「相談員交流」報告

### 生活保護、年金、ギャンブル依存症問題など活動のウイングを広げた「何でも相談会」

### 新しい情勢のもとで被害者の会の今後の活動のあり方、被害者の掘り起こしの活動など討議

### 韓国の被害者の体験報告

「利子を返すための人生になってしまった」「娘を売り飛ばしてでも返せ！」

「どこかからでも借りて返せ！」等の「毎日の取立に苦しみ自殺しようと考えた」

三次つくしの会 藤川雅弘

第10分科会は57名。そのうち韓国の被害者の関係者が8名、通訳2名の参加で行われました。全体として相談者が減少しているもとの、活動のウイングを広げる貴重な活動経験の報告が行われました。

これだけ「貧困」が進行しているのに、なぜ多重債務の相談件数が減少したのか!

そこで生活保護、年金、ギャンブル依存症問題など活動のウイングを広げた「何でも相談会」を始め、市役所の職員と共同した取組みを行ったら相談者が増えた。

弁護士会、司法書士会、法テラスなどがメインストリートに事務所を構えて相談していることから、被害者の会での、過払い金相談はほとんどなくなり、多重債務の相談は減少した。

そこで自殺防止対策の補助金請求の申請して、自殺の悩み相談からどんな問題でも「何でも相談会」を行ったところ、平均月30件の相談があった。その中には必ず多重債務の相談がある。しかし、それでも3年後はどうなるかわからない。

このように多重債務の相談が減少するもとのウイングを広げ、多重債務者の掘り起こしの貴重な経験が報告されました。

- ・多重債務相談では、債務者本人が自ら利息制限法による引直し計算をして解決していく経験。
- ・被害者の会の活動を、新聞に掲載してもらい相談者を増やしている経験。
- ・被害者の会でしかできない生活立直しの取組みについて、毎月1回平均35人前後が集まり、自分を振り返る機会とする活動が報告されました。
- ・被害者の会の相談が減少しているが、被害者が本当にいないのか?そうではない、多重債務者

は多く存在している、サラ金を利用している人は1500万人、年収の3分の1以上借りている人は50.2%約700万人が貸付の総量規制で新たな借入れが出来なくなっていると推定出来る、武富士と取引している人の6割が過払いになっていることが明らかになっている。しかし

そのことを知らないで悩んでいる人が沢山いる、被害者の掘り起こし活動が重要だとの報告がありました。

しかし、活動のウイングを広げる様々な総意・工夫を凝らした被害掘り起こしの活動にも関わらず、現実には相談者が減少するなかで、被害者の会の財政が困難になっているので、被害者の会の活動経費、固定経費の削減など努力して被害者の会を存続させる必要があるとの報告がありました。



### 韓国の被害者から息を飲むような生々しい被害体験報告がありました

「夫の事業が失敗し、500万ウォン（日本円換算約40万円）の借金を抱え、返すために借入れを繰り返し、4000万ウォンの借金になってしまいました」「利子を返すための人生になってしまった」「娘を売り飛ばしてでも返せ！」「どこかからでも借りて返せ！」等の「毎日の取立に苦しみ自殺しようと考えた」「日本に逃げて来て、食堂で働いて返済をしている」

この人の場合、破産をしようとしても厳格な審査があり、債権者の信頼が得られないと免責されないなど厳しい状況に置かれている報告がありました。

「韓国では昨年8月にソウルに被害者の会（消費者金融被害者の会）が結成され、会員は150名になっている」「火・木・土曜日の週3回の相談会をしている」「はじめに相談に来たときは怖い顔をしていた人が笑顔で帰れるようになっている」「被害者の会を地方にも広げていきたい」等と報告されました。

これらの問題について日韓双方から経験の交流がされました。

ソウルに被害者の会が設立されたが、各地に被害者の会作るためにどうすればよいのか？又財政問題など事務所の維持はどのようにすればよいのか？との発言について、日本の各地の被害者の会から多くの助言や経験が報告されました。

大阪いちょうの会では貧困の現場（西成区・釜が崎）に出向き出張相談会をしていること、家計簿をつける活動として「生活再建手帳」を作成して活動しているとの報告には韓国の人から「生活再建手帳」がほしいと持ち帰りました。

一部に「貸金業法の完全施行で被害者の会の使命は終わった」とする意見があるが、全体として新しい情勢のもとで被害者の会の今後の活動のあり方、被害者の掘り起こしの活動などについて模索や経験、積極的な問題が提起された分科会になりました。

---

### 編集後記・事務局より

改正貸金業法が完全施行されて新しい年を迎えました。「主婦が借りられなくなって大変だ」「改正貸金業法は誤りだ」等の貸金業者側の意向をうけたマスコミの報道がありますが、「クレ・サラ三悪」を確実になくすための改正貸金業法です。後戻りは絶対に許されません！

武富士の過払い金逃れの会社更生法は許せません！

新しい年が多重債務・貧困・自殺をなくし、だれもが希望を持てる社会へになるよう活動を継続していきましょう！

皆様のご多幸を祈ります。

(事務局長本多良男)